

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 第 400 号 の 12



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

○鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (税 務 課 取 扱 い) 1

条 例

鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 5 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 条 例 第 33 号

鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

鹿 児 島 県 税 条 例 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 条 例 第 23 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 16 条 第 1 項 中 「第 41 条 第 4 項」 を 「第 41 条 第 5 項」 に 改 め る。

第 20 条 第 2 項 中 「によつて」 を 「により」 に 改 め る。

第 41 条 第 1 項 の 表 (1) の 項 中 「, 第 72 条 の 28 第 1 項 又 は 第 72 条 の 29 第 1 項 に 規 定 す る」 を 「又 は 第 72 条 の 28 第 1 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け る」 に 改 め, 同 表 (4) の 項 中 「第 72 条 の 29 第 2 項」 の 次 に 「若 し く は 第 6 項」 を 加 え, 同 表 (5) の 項 中 「に 規 定 す る 法 人」 を 「の 規 定 の 適 用 を 受 け る 法 人」 に 改 め, 同 表 中 (6) の 項 を (7) の 項 と し, (5) の 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

(6) 法 第 72 条 の 29 第 1 項 又 は 第 5 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 法 人	当 該 法 人 の 当 該 事 業 年 度 終 了 の 日 か ら 2 月 以 内
---	---

第 41 条 中 第 4 項 を 第 5 項 と し, 第 3 項 を 第 4 項 と し, 第 2 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

- 3 法 第 72 条 の 29 第 5 項 の 規 定 に よ り 事 業 税 を 申 告 納 付 し な け れ ば な ら ない 法 人 で 同 条 第 6 項 に お い て 準 用 す る 法 第 72 条 の 25 第 5 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け て い る も の に つ い て 当 該 事 業 年 度 終 了 の 日 か ら 2 月 を 経 過 し た 日 前 に 災 害 そ の 他 や む を 得 ない 理 由 が 生 じ た 場 合 に は, 当 該 事 業 年 度 に 限 り, 第 1 項 の 規 定 に よ る 当 該 事 業 年 度 に 係 る 所 得 割 等 又 は 収 入 割 等 に 係 る 申 告 納 付 の 期 限 に つ い て は, 法 第 72 条 の 29 第 6 項 に お い て 準 用 す る 法 第 72 条 の 25 第 16 項 の 規 定 に 基 づ き, 同 条 第 5 項 の 規 定 の 適 用 が ない も の と み な し て, 第 14 条 の 規 定 を 適 用 す る こ と が で き る。

第 43 条 第 1 項 中 「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第 7 条に定める」を「第 6 条の 7 に規定する」に改め、同条第 2 項 中 「第 10 項」を「第 14 項」に、「第 7 条に定める」を「第 6 条の 7 に規定する」に改める。

第 55 条 第 2 項 中 「附則第 11 条の 4 第 1 項、第 4 項若しくは第 6 項」を「附則第 11 条の 4 第 2 項若しくは第 4 項」に、「附則第 11 条の 4 第 2 項、第 5 項又は第 7 項」を「附則第 11 条の 4 第 3 項又は第 5 項」に改める。

附則第 6 条の 3 の 8 中 「附則第 6 条の 17 第 1 項」を「附則第 6 条の 18 第 1 項」に改める。

附則第 16 条の 4 第 2 項を削る。

附則第 17 条 第 1 項 中 「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に、「いう。以下この条及び」を「いう。」に改め、同項第 1 号 中 「平成 22 年 3 月 31 日」を「平成 25 年 3 月 31 日」に改め、同項第 2 号 中 「平成 24 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改め、同条第 2 項 から第 4 項 までを削り、同条第 5 項 中 「附則第 12 条の 3 第 5 項」を「附則第 12 条の 3 第 2 項」に改め、「(自家用の乗用車等を除く。)」及び「, 当該自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 4 年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「, 当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項を同条第 2 項 とし、同条第 6 項 中 「附則第 12 条の 3 第 6 項」を「附則第 12 条の 3 第 3 項」に、「同条第 5 項」を「同条第 2 項」に、「第 101 条第 1 項」を「第 101 条第 1 項第 1 号ア及び第 5 号ア」に改め、「, 当該営業用の乗用車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 4 年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「, 当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項を同条第 3 項 とする。

附則第 17 条の 2 第 1 項 中 「前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等」を「前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及びキャンピング車等 (以下この条において「自家用の乗用車等」という。)」に改める。

附則別表第 3 第 101 条 第 1 項 第 1 号イの項、第 101 条 第 1 項 第 2 号アの項、第 101 条 第 1 項 第 2 号イの項、第 101 条 第 1 項 第 2 号ウ(ア)の項、第 101 条 第 1 項 第 2 号ウ(イ)の項、第 101 条 第 1 項 第 3 号ア(ア)の項、第 101 条 第 1 項 第 3 号ア(イ)の項、第 101 条 第 1 項 第 3 号イの項、第 101 条 第 1 項 第 3 号ウの項、第 101 条 第 1 項 第 4 号の項、第 101 条 第 1 項 第 5 号の項、第 101 条 第 2 項 第 1 号の項及び第 101 条 第 2 項 第 2 号の項を削り、同表に次のように加える。

第 101 条 第 1 項 第 5 号ア	4,500 円	2,500 円
----------------------	---------	---------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の鹿児島県税条例 (以下「新条例」という。)第 41 条の規定は、この条例の施行の日

（以下「施行日」という。）以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 72 条の 29 第 3 項の規定による申告納付の期限が施行日以後に到来するもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 3 新条例第 55 条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 4 新条例附則第 16 条の 4 の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第 17 条及び附則別表第 3 の規定は、令和 5 年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。